鹿角市公告第２１４号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告

大字八幡平地域内の土地について、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第１７条第１項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和８年１１月６日

鹿角市長　　笹　本　真　司

記

１．地図及び簿冊の名称　　鹿角市の地籍図及び地籍簿

２．閲覧期間

・令和８年１１月１６日　から　令和８年１２月１１日　まで

３．閲覧会場

・令和８年１１月１６日　から　令和８年１１月２７日　まで
長牛自治会館

・令和８年１１月３０日　から　令和８年１２月１１日　まで
鹿角市役所２階（第９会議室）

４．閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

５．誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧会場で交付する。

６．閲覧は、長牛自治会館において９時３０分から１６時までとし、木曜日を除く。
鹿角市役所２階第９会議室において９時から１６時３０分までとする。
両会場とも土日・祝日を除く。